

# 議案参考資料

[平成 29 年第 2 回定例会(6 月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築指導係

## 議案名

議案第 38 号 桐生市桐生武井西工業団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案

## 趣旨・目的

建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、桐生武井西工業団地地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たに条例を制定しようとするものです。

## 概要

本条例にて次の制限等を規定します。(A 地区、B 地区の位置については裏面参照)

1 建築物の用途の制限(第 3 条)	A 地区は工業専用地域、B 地区は準工業地域へ建設可能な建築物に限られ、両地区へ更に用途制限を行う
2 建築物の建ぺい率の最高限度の制限(第 4 条)	建ぺい率 70%、角地緩和なし
3 建築物の高さの最高限度の制限(第 5 条)	A 地区 : 31m、B 地区 : 20m 10m 以上の建物には日影規制あり
4 建築物の壁面の位置の制限(第 6 条)	A 地区 : 緩衝帯以上の幅 B 地区 : 区画道路から 15m 以上離すこと
5 条例の規定に違反した場合の罰則(第 9 条)	10 万円以下の罰金

(施行期日 : 平成 29 年 7 月 1 日)

## 背景・経過

桐生市と群馬県企業局が造成を進めている桐生武井西工業団地地区は、住居や農地が近接しておりますが、用途地域を指定していないことから、周辺環境へ与える影響を抑制するため、都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の規定に基づき地区計画を決定しました。

同地区計画の実効性を担保し、将来にわたり良好な環境を維持するため、本条例で、建築物の制限等に関し必要な事項を定めるものです。

なお、桐生市では、建築物の制限に関する条例を、桐生駅周辺地区及び新堀地区の各地区計画区域において既に施行しております。

# 地区施設配置図

